

令和4年度 大阪府教育支援体制整備事業補助金 F A Q

【 補助対象経費 】

大阪府私学課幼稚園振興グループ作成 最終更新： 2023/2/15

No.	事業	品類	質問	回答	更新日
1	共通 ※幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)3次、園務改善のためのICT化支援事業4次を除く	共通	いつ購入したものが対象か。	令和4年4月1日～令和5年3月31日の間に購入したものが対象。 ※契約(注文)、納品、支出等が当該期間外の場合は対象外。	2023/2/15
2	・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)3次 ・園務改善のためのICT化支援事業4次	共通	いつ購入したものが対象か。	令和4年12月1日～令和5年3月31日の間に購入したものが対象。 ※契約(注文)、納品、支出等が当該期間外の場合は対象外。	2023/2/15
3	共通	共通	送料も対象か。	対象外。	2022/6/10
4	共通	共通	教職員個人が立替払いをした場合も対象か。	園(法人)が支出したことを確認できない経費は対象外。	2022/6/10
5	共通	共通	納品先が園・法人以外の場合も対象か。	対象外。	2022/6/10
6	・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)2次	保健衛生用品	保健衛生用品では、どのような物品が対象か。	《例》 消毒液、マスク、透明マスク、ペーパータオル、ビニール手袋、抗原検査キット、PCR検査キット、机上パーテーション、消毒液の噴霧器やスタンド、空気清浄機、サーキュレーター、体温計、CO2センサー 等	2022/8/18
7	・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)2次	かかり増し経費	かかり増し経費では、どのような経費が対象か。	《例》 ・子どもの居場所確保の観点から、預かり保育に関して教職員が業務時間外に行う消毒等に要する経費等(通常想定していない感染症対策の業務への手当ても含む) ・消毒・清掃作業等の外部委託費 ・家庭訪問等実施のための交通費 ・家庭との連絡や保護者等からの問い合わせ対応のため、電話機等のリース料や増加した分の通信費 ・臨時休業中や分散登園等により作成する家庭用動画や教材等に要する経費 ・感染症対策の研修受講等に要する経費 ・感染症対策を徹底するために必要不可欠な検査費 ※感染症対策を徹底することに伴い、業務量が増加したことが確認できない場合は対象外。 ※手当などの人件費は、預かり保育を実施した場合にかかる経費に限ります(預かり保育事業補助金の対象教員の人件費は対象外)。	2022/8/18
8	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)3次	共通	今回追加された「感染者や濃厚接触者が発生した幼稚園が、感染症対策の徹底を図りながら保育を継続するために必要な」という要件について、対応開始からどの時点までの経費が対象となるか。	対応開始から、対応終了までに要した経費が対象です。 ※対応の終期については、明確な基準はありません。対外的な説明とその根拠を示せる時期を、各園において判断してください。	2023/2/15
9	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)3次	共通	感染者や濃厚接触者が発生したために、学級閉鎖や臨時休園を行った場合、その期間中に実施した消毒等に要した経費は対象か。	対象。	2023/2/15
10	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)3次	共通	R4.11.30以前に発生した感染者・濃厚接触者への対応が、12.1以降であった場合、それに要した経費は対象か。	対象。 ※感染者・濃厚接触者への対応が補助対象期間内(R4.12.1～R5.3.31)であれば対象です。発生時期については問いません。	2023/2/15
11	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)3次	共通	感染者や濃厚接触者が発生する前に、あらかじめ購入した保健衛生用品・消耗品や、契約した委託業務等については対象か。	対象外。 ※感染者・濃厚接触者が発生し、対応を開始した後に要した経費が対象。	2023/2/15
12	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)3次	共通	補助対象期間(R4.12.1～R5.3.31)に、複数回、感染者・濃厚接触者が発生した場合の取扱い。	補助対象期間中に複数回、感染者・濃厚接触者が発生した場合、それに要した経費については、意向確認において回答した交付希望額の範囲内であれば計上可。	2023/2/15
13	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)3次	共通	「感染者」の定義は。	教職員及び園児のうち、PCR検査のほか抗原検査(いずれも自費検査含む)により陽性となった者。 ※未就園児クラスの子ども、親子教室の子ども及び保護者も含む。	2023/2/15
14	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)3次	共通	抗原検査キットやPCR検査費は対象か。	対象(保健衛生用品・かかり増し経費のいずれでも可)。 ※他補助金や交付金等との重複は不可。	2023/2/15
15	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)3次	共通	今年度すでに内示を受けている事業に未執行(あまり)がある場合、それと本事業を合算して、経費支出してよいか。	不可。 ※他事業との按分や重複は認めない。すでに内示を受けている事業に未執行分がある場合は、そちらから充当すること(本事業は活用しないこと)。	2023/2/15
16	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)3次	かかり増し経費	感染者・濃厚接触者となった教職員の穴埋めのために、一時的に雇用したアルバイトなどの人件費は対象か。	対象外。 ※人件費は、預かり保育を実施した場合にかかる経費に限る(他補助金との重複は不可)。	2023/2/15
17	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備)	遊具	遊具とは何か。	遊びに供するために利用される道具。 ただし、以下の場合などは対象外。 ・1台50万円未満のもの ・大規模工事を伴うもの ・園庭の大部分を占めるもの ・施設に固着するもの ・施設と一体となるもの ・遊具であることを客観的に説明できないもの 《対象となるものの具体例》 すべり台、ジャングルジム、ブランコ、シーソー、複合遊具 等 《対象とならないものの具体例》 園庭に固着する砂場やプール、砂場の砂、安全対策用の柵やネット、倉庫、園庭の芝生化 等	2022/6/10
18	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備)	遊具	組み立て式ユニットプールは対象か。	大規模な設置工事を伴わず、設置後も取付・取外などができるものは対象です。 ※園庭に固着するものは対象外です。	2022/9/5
19	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備)	遊具	アスレチック遊具の一部が劣化したため、当該部分を取り換える費用は対象か。	既存遊具にかかる費用は対象外です。	2022/9/5
20	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備)	遊具	遊具の設置にあたり必要な地ならし等の工事経費は対象か。	対象外	2022/6/10
21	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備)	遊具	既存遊具の撤去費用は対象か。	対象外 ※その他、整備費用なども対象外	2022/6/27
22	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備)	運動用具	運動用具とは何か。	運動・スポーツに供する道具。 ただし、以下の場合などは対象外。 ・一式購入10万円未満のもの(一式の考え方は別に記載) ・大規模工事を伴うもの ・施設に固着するもの ・施設と一体となるもの(壁に埋め込むものなども対象外) ・運動用具であることを客観的に説明できないもの 《対象となるものの具体例》 鉄棒、平均台、体育用マット 等	2022/6/10

令和4年度 大阪府教育支援体制整備事業補助金 F A Q

【 補助対象経費 】

大阪府私学課幼稚園振興グループ作成 最終更新： 2023/2/15

No.	事業	品類	質問	回答	更新日
23	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業 (遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備)	教具	教具とは何か。	幼児教育に資するために利用される道具。 ただし、以下の場合などは対象外。 ・一式購入10万円未満のもの（一式の考え方は別に記載） ・大規模工事を伴うもの ・施設に固着するもの ・施設と一体となるもの（壁に埋め込むものなども対象外） ・教具であることを客観的に説明できないもの ≪対象となるものの具体例≫ 楽器、園児用机・椅子、音響設備、学級用テレビ、カメラ・PC・タブレット、教育用アプリケーションソフト 等 ≪対象とならないものの具体例≫ 本棚、ロッカー、道具入れ、コピー機、職員室の机や椅子 等	2022/6/10
24	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業 (遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備)	教具	教具としてのPC設置に伴う無線LAN工事は対象か。	PC設置に伴い、真に必要な場合は対象。	2022/6/10
25	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業 (遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備)	保健衛生用品	保健衛生用品とは何か。	園児の保健衛生管理にかかわるもの。 ただし、以下の場合などは対象外。 ・1式購入10万円未満のもの（一式の考え方は別に記載） ・大規模工事を伴うもの ・施設に固着するもの ・施設と一体となるもの（壁に埋め込むものなども対象外） ・保健衛生用品であることを客観的に説明できないもの ≪対象となるものの具体例≫ マスク・消毒液等の継続的に必要となる物品、日よけテント、エアコン、空気清浄機、AED 等 ≪対象とならないものの具体例≫ 掃除機、洗濯機、乾燥機、オープンレンジ、調理室等に設置する業務用冷蔵庫、芝刈り機、災害対策物品、保管庫 等	2022/6/27
26	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業 (遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備)	保健衛生用品	どのようなエアコンが対象か。	家庭用エアコン等、取付・取外が容易に行えるものが対象です。 ※天井や壁への埋め込み式などは対象外です。	2022/9/5
27	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業 (遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備)	保健衛生用品	どのような日よけテントが対象か。	組み立て式テント等、教職員により取付・取外が容易に行えるものであって、熱中症対策に資するものが対象です。	2022/9/5
28	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業 (遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備)	保健衛生用品	コロナ対策としてのサーキュレーター、サーモカメラ等は対象か。	園児の保健衛生管理にかかわるものであることを説明できる場合は対象。	2022/6/10
29	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業 (遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備)	共通	「一式購入10万円以上」の考え方は。	1度の購入契約で、単価もしくはカタログ等でセット販売されている価格が10万円以上の物品を購入することをいう。セット販売ではないもの(単品)の足し上げて10万円以上とするのは対象外。 ただし、マスク・消毒液等、日々の活動において継続的に必要な保健衛生用品に限り、1度の購入契約で複数物品を購入し足し上げて10万円以上となる場合でも対象とする。 ※抗原検査キット等の検査用品は、継続的に必要な保健衛生用品には含まない。 ≪例≫ ① 1台3万円の平均台を4台購入した場合（3万円×4台＝12万円）⇒対象外 ② 平均台4台セット12万円を1式購入した場合（12万円×1式＝12万円）⇒対象 ③ 3万円分のマスク、8万円分の消毒液を一度に購入した場合（3万円＋8万円＝11万円）⇒対象 ④ 1台9万円の空気清浄機を1台、2万円分のハンドソープを一度に購入した場合（9万円＋2万円＝11万円）⇒対象外	2022/6/10
30	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業 (遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備)	共通	整備した物品のシステム更新料や維持費は対象となるか。	対象外。	2022/6/10
31	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業 (遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備)	共通	3号園児が使用するものも対象か。	3号園児のみが使用するものは対象外。	2022/6/10
32	・園務改善のためのICT化支援事業 ・園務改善のためのICT化支援事業2次 ・園務改善のためのICT化支援事業3次 ・園務改善のためのICT化支援事業4次	システム導入費用	システム導入費用では、どのようなシステムが対象か。	≪例≫ ・指導要録等の書類作成業務を効率化するシステム ・園児の登降園管理をするシステム ・保護者との連絡や情報共有を効率的に行うためのアプリ ※「こどもの安心・安全支援事業における補助事業」の対象となる安全対策にかかる経費は対象外。	2023/2/15
33	・園務改善のためのICT化支援事業 ・園務改善のためのICT化支援事業2次 ・園務改善のためのICT化支援事業3次 ・園務改善のためのICT化支援事業4次	システム導入費用	園バスの位置情報システムは対象か。	導入により、園務改善に資する場合は対象。 ※「こどもの安心・安全支援事業における補助事業」の対象となる安全対策にかかる経費は対象外。	2023/2/15
34	・園務改善のためのICT化支援事業 ・園務改善のためのICT化支援事業2次 ・園務改善のためのICT化支援事業3次 ・園務改善のためのICT化支援事業4次	システム導入費用	会計システムは対象か。	幼稚園教諭・事務職員・保護者等にとって、必要な情報等が把握でき、管理・共有しやすい仕組みになっているなど、教育の質の向上に配慮されているものであれば対象。 ※単に、業務の簡略化を図るためだけの場合は対象外。	2023/2/15
35	・園務改善のためのICT化支援事業 ・園務改善のためのICT化支援事業2次 ・園務改善のためのICT化支援事業3次 ・園務改善のためのICT化支援事業4次	システム導入費用	事務職員の負担軽減に係るシステムは対象か。	その事務職員の負担軽減が、園全体の業務改善となり、幼児教育の質の向上に資することを説明いただける場合は対象。	2023/2/15
36	・園務改善のためのICT化支援事業 ・園務改善のためのICT化支援事業2次 ・園務改善のためのICT化支援事業3次 ・園務改善のためのICT化支援事業4次	システム導入費用	システム導入に係る研修会・説明会に係る費用は対象か。	対象外。	2023/2/15
37	・園務改善のためのICT化支援事業 ・園務改善のためのICT化支援事業2次 ・園務改善のためのICT化支援事業3次 ・園務改善のためのICT化支援事業4次	システム導入費用	システム導入の際、初期費用は発生しないが、導入に伴う付属品や備品の購入が必要な場合、これらの購入費は対象か。	当該システムが補助対象となるシステムである場合、導入に伴う付属品や備品の購入費は対象。 ※3次は、導入に必須でない又は多様な用途がある機器(PCやタブレット等)については、導入費の半額までしか計上できないため注意すること。	2023/2/15
38	・園務改善のためのICT化支援事業 ・園務改善のためのICT化支援事業2次 ・園務改善のためのICT化支援事業3次 ・園務改善のためのICT化支援事業4次	システム導入費用	システム導入の際、初期費用は発生しないが、月額使用料が発生する場合、これらの費用は対象か。	導入初年度に係る経費のみ対象。 ※導入初年度中に、次年度以降の月額使用料や通信費・リース料等を支払う場合、それらの経費については対象外。	2023/2/15
39	・園務改善のためのICT化支援事業 ・園務改善のためのICT化支援事業2次 ・園務改善のためのICT化支援事業3次 ・園務改善のためのICT化支援事業4次	システム導入費用	システムの保守費やリース料、通信費等を複数年契約した場合は、対象化。	半年度契約が望ましいが、複数年契約せざるを得ない場合は、導入初年度に係る経費のみ対象。	2023/2/15

令和4年度 大阪府教育支援体制整備事業補助金 FAQ

【 補助対象経費 】

大阪府私学課幼稚園振興グループ作成 最終更新： 2023/2/15

No.	事業	品類	質問	回答	更新日
40	・園務改善のためのICT化支援事業 ・園務改善のためのICT化支援事業2次 ・園務改善のためのICT化支援事業3次 ・園務改善のためのICT化支援事業4次	ICT環境整備費用、備品購入費用等	パソコンやタブレット等の備品のみを購入する場合も対象か。	具体的な使用目的や必要性があり、教育の質の向上に直接的に資することを説明いただける場合は対象。 ※3次は対象外(備品のみ購入は認めない)。 ※1次・2次・4次であっても、例えば以下の場合などは対象外。 ・教職員に対し、1人1台パソコンを支給したい ・古くなったので買い替えたい ・主に園児が教具として使用する	2023/2/15
41	・園務改善のためのICT化支援事業 ・園務改善のためのICT化支援事業2次 ・園務改善のためのICT化支援事業3次 ・園務改善のためのICT化支援事業4次	ICT環境整備費用、備品購入費用等	プリンターやカメラ等は対象か。	対象外。	2023/2/15
42	・園務改善のためのICT化支援事業 ・園務改善のためのICT化支援事業2次 ・園務改善のためのICT化支援事業3次 ・園務改善のためのICT化支援事業4次	共通	既存システムに係る費用はどこまで対象か。	既存システムに新たな機能を追加する等、改修費やオプション購入費は対象。 ※例えば以下の場合などは対象外。 ・既存システムに係る付属品や備品の購入費 ・既存システムに係る月額使用料やリース料、通信費、保守費	2023/2/15
43	・園務改善のためのICT化支援事業 ・園務改善のためのICT化支援事業2次 ・園務改善のためのICT化支援事業3次 ・園務改善のためのICT化支援事業4次	共通	Wi-Fi環境整備に係る経費は対象か。	大規模な工事を伴わない場合は対象。 ※天井や壁にLANケーブルを配置する程度の工事は対象。 ※施設の改修を伴うものや、屋外電柱からケーブルを引き入れる工事等は対象外。	2023/2/15
44	・園務改善のためのICT化支援事業 ・園務改善のためのICT化支援事業2次 ・園務改善のためのICT化支援事業3次 ・園務改善のためのICT化支援事業4次	共通	既存のWi-Fi環境の改修に係る経費は対象か。	既存の通信環境からの改修工事(撤去費用等含む)は対象外。 ※新規に増加設置する場合は、当該経費のみ対象。	2023/2/15
45	園務改善のためのICT化支援事業2次	共通	通知文に記載の「令和4年6月10日付け教私第1584号における「園務改善のためのICT化支援事業」と本事業のいずれも活用する場合、対象経費の重複や按分は認められません。」とは具体的にどのような場合か。	「園務改善のためのICT化支援事業（以下、「1次」という）と、園務改善のためのICT化支援事業2次（以下、「2次」という）に、同じ経費を計上することは不可。例えば以下の場合などは通知文に記載のケースに該当するため認めない。 ◆NG例①・・・システムAの導入費用50万円を、1次・2次の両方へ計上する。 ⇒いずれか一方のみ計上すること。重複は認めない。 ◆NG例②・・・システムBの導入費用が120万円であった。100万円を1次へ、残り20万円を2次へ計上する。 ⇒120万円全額を1次または2次のいずれか一方へ計上すること。按分は認めない。 ◆NG例③・・・システムCの導入費用100万円、当該システムの付属品が20万円であった。システムCの導入費用100万円を1次へ、当該システムの付属品20万円を2次へ計上する。 ⇒2つの経費はいずれもシステムCに係る経費のため、計120万円全額を1次または2次のいずれか一方へ計上すること。 ◆NG例④・・・システムDの導入費用が50万円、当該システムの付属品が20万円、当該システム利用に最低限必要となるタブレット購入費用が60万円であった。システムD導入費用50万円＋当該システム付属品20万円＝70万円を1次へ計上し、当該システム利用に最低限必要となるタブレット購入費用60万円を2次へ計上する。 ⇒3つの経費はすべてシステムDに係る経費のため、計130万円全額を1次または2次へ計上すること。按分は認めない。 ただし、当該タブレットについて、システムD利用以外の目的でも使用する場合はこの限りではない(具体的な使用目的や必要性があり、教育の質の向上に直接的に資することを説明いただける場合のみ)。 ※付属品とは、当該システムの導入等に必須である補助設備(例：登降園管理システム用のicタグリーダー、Wi-Fiルーター用のハブやケーブル等)。当該システムと併せて計上すること(当該システムを計上せず、当該システムの付属品のみを計上することは不可)。 ※最低限必要となる備品とは、付属品に該当しないが、その設備がないと当該システム等の使用に支障があるもの(例：導入したシステムを使用するためのPCやタブレット等)。当該システムと併せて計上すること(当該システムを計上せず、当該システムに最低限必要となる備品のみを計上することは不可)。ただし、当該システム利用以外の目的でも使用する場合はこの限りではない(具体的な使用目的や必要性があり、教育の質の向上に直接的に資することを説明いただける場合のみ)。	2022/6/27
46	園務改善のためのICT化支援事業2次	共通	本年度の「園務改善のためのICT化支援事業（以下、「1次」という）の意向確認に回答した。1次の申請は辞退し、2次で回答することも可能か。	令和3年度において「園務改善のためのICT化支援事業3次」の内示を満額未満で受けた場合であって、1次の意向確認で回答いただいた園は、改めて2次に回答いただくことが可（1次の取り下げ方法については、後日提出いただく事業計画書においてお知らせ予定）。 ※上記に該当しない園は、1次を辞退し、2次へ回答しなおすことは不可（1・2次は同じ条件であるため振り替えは不要と考えるため）。 ※1次と2次の両方に回答することは可。	2022/6/27
47	園務改善のためのICT化支援事業3次	ICT環境整備費用、備品購入費用等	パソコンやタブレット等の備品のみを購入する場合も対象か。	対象外。ただし、システム導入にあたり最低限必要となる備品等については、システム導入に要する費用の半額まで対象とする。 ※システム導入にあたり最低限必要となる備品等とは・・・今回導入・計上するシステムを活用するにあたり、その設備がないと支障があるもの(例：導入したシステムを使用するためのPCやタブレット等)。 ※システム導入費用を計上せず、当該システムに最低限必要となる備品のみを計上することは不可。	2022/8/18
48	園務改善のためのICT化支援事業3次	共通	システム導入にあたり必須の付属品を併せて購入する場合、これらの経費も、システム導入費用の半額以下まで計上可となるのか。	システム導入にあたり必須となる付属品・周辺機器であれば、システム導入費用と合わせて全額計上いただけます(送料等の補助対象経費は除く)。 ※システム導入にあたり必須となる付属品・周辺機器とは、それがなければシステムが機能しないもので、その他の用途がないようなものをいう。例えば、登降園管理システムの園児用icカードリーダー、Wi-Fiルーター用のハブやケーブル等。 ※システム導入費用を計上せず、当該システムの付属品のみを計上することは不可。	2022/8/18
49	園務改善のためのICT化支援事業3次	共通	通知文に記載の「令和4年度における「園務改善のためのICT化支援事業」及び「園務改善のためのICT化支援事業2次」と本事業のいずれも活用する場合、対象経費の重複や按分は認められません。」とは具体的にどのような場合か。	1次・2次・3次それぞれに、同じ経費を計上することは不可。例えば以下の場合などは通知文に記載のケースに該当するため認めない。 ◆NG例①・・・システムAの導入費用50万円を、1次・2次・3次のすべてへ計上する。 ⇒いずれかのみ計上すること。重複は認めない。 ◆NG例②・・・システムBの導入費用が200万円であった。50万円を1次へ、100万円を2次へ、残り50万円を3次へ計上する。 ⇒200万円全額をいずれかのみへ計上すること。按分は認めない。 ◆NG例③・・・システムCの導入費用100万円、当該システムの付属品が20万円であった。システムCの導入費用100万円を2次へ、当該システムの付属品20万円を3次へ計上する。 ⇒2つの経費はいずれもシステムCに係る経費のため、計120万円全額をいずれかへ計上すること。 ◆NG例④・・・システムDの導入費用が50万円、当該システムの付属品が20万円、当該システム利用に最低限必要となるタブレット購入費用が60万円であった。システムD導入費用50万円＋当該システム付属品20万円＝70万円を3次へ計上し、当該システム利用に最低限必要となるタブレット購入費用60万円を2次へ計上する。 ⇒3つの経費はすべてシステムDに係る経費のため、計130万円全額をいずれかへ計上すること。按分は認めない。ただし、当該タブレットについて、システムD利用以外の目的でも使用する場合はこの限りではない(具体的な使用目的や必要性があり、教育の質の向上に直接的に資することを説明いただける場合のみ)。	2022/8/18

令和4年度 大阪府教育支援体制整備事業補助金 FAQ

【補助対象経費】

大阪府私学課幼稚園振興グループ作成 最終更新：2023/2/15

No.	事業	品類	質問	回答	更新日
50	園務改善のためのICT化支援事業4次	共通	通知文に記載の「今年度における「園務改善のためのICT化支援事業」、「園務改善のためのICT化支援事業2次」「園務改善のためのICT化支援事業3次」と本事業のいずれも活用する場合、対象経費の重複や按分は認められません」とは具体的にどのような場合か。	今年度「園務改善のためのICT化支援事業」、「園務改善のためのICT化支援事業2次」「園務改善のためのICT化支援事業3次」において内示を受けている場合、それらの事業と同じ経費を計上することは不可。例えば以下の場合などは通知文に記載のケースに該当するため認めない。 ◆NG例①・・・システムAの導入費用50万円を、1次・4次の両方へ計上する。 ⇒いずれか一方のみ計上すること。重複は認めない。 ◆NG例②・・・システムBの導入費用が120万円であった。100万円を1次へ、残り20万円を4次へ計上する。 ⇒120万円全額を1次または4次のいずれか一方へ計上すること。按分は認めない。 ◆NG例③・・・システムCの導入費用100万円、当該システムの附属品が20万円であった。システムCの導入費用100万円を1次へ、当該システムの附属品20万円を4次へ計上する。 ⇒2つの経費はいずれもシステムCに係る経費のため、計120万円全額を1次または4次のいずれか一方へ計上すること。 ◆NG例④・・・システムDの導入費用が50万円、当該システムの附属品が20万円、当該システム利用に最低限必要となるタブレット購入費用が60万円であった。システムD導入費用50万円＋当該システム附属品20万円＝70万円を1次へ計上し、当該システム利用に最低限必要となるタブレット購入費用60万円を4次へ計上する。 ⇒3つの経費はすべてシステムDに係る経費のため、計130万円全額を1次または4次へ計上すること。按分は認めない。 ただし、当該タブレットについて、システムD利用以外の目的でも使用する場合はこの限りではない(具体的な使用目的や必要性があり、教育の質の向上に直接的に資することを説明いただける場合のみ)。 ※附属品とは、当該システムの導入等に必須である補助設備(例：登降園管理システム用のicタグリーダー、Wi-Fiフィルター用のハブやケーブル等)。当該システムと併せて計上すること(当該システムを計上せず、当該システムの附属品のみを計上することは不可)。 ※最低限必要となる備品とは、附属品に該当しないが、その設備がないと当該システム等の使用に支障があるもの(例：導入したシステムを使用するためのPCやタブレット等)。当該システムと併せて計上すること(当該システムを計上せず、当該システムに最低限必要となる備品のみを計上することは不可)。ただし、当該システム利用以外の目的でも使用する場合はこの限りではない(具体的な使用目的や必要性があり、教育の質の向上に直接的に資することを説明いただける場合のみ)。	2023/2/15
51	園務改善のためのICT化支援事業4次	共通	今年度すでに「園務改善のためのICT化支援事業」、「園務改善のためのICT化支援事業2次」「園務改善のためのICT化支援事業3次」において内示を受けている。これを辞退して、4次に申請したい。	不可。	2023/2/15
52	園務改善のためのICT化支援事業4次	共通	通知文に記載の「こどもの安心・安全支援事業における補助事業」の対象となる安全対策にかかる経費は、本事業では対象外”について、4次から新たに追加された要件か。	4次に限らず、本事業は、園務改善及び幼児教育の質の向上を目的としたものです。安全対策が目的のICT化については、従前から対象外です。	2023/2/15
53	認定こども園等への円滑な移行のための準備支援事業	共通	雇上費は賃金のみが対象か。	他の職員の人件費(雇用する場合の経費)と同様の扱いで可。	2022/6/10
54	認定こども園等への円滑な移行のための準備支援事業	共通	行政機関との調整に必要な旅費は対象か。	対象外。	2022/6/10
55	認定こども園等への円滑な移行のための準備支援事業	共通	事前準備にかかる経費は対象か。	対象外。 (例) 保育料引き落としのための取引銀行との調整 (例) 入園手続きに係る業務 (例) 公定価格の試算、適正定員の検討	2022/6/10
56	認定こども園等への円滑な移行のための準備支援事業	共通	申請前後の検討に関する経費は対象か。	対象外。どんなこども園にするか、といった検討に係る費用も対象外。	2022/6/10
57	認定こども園等への円滑な移行のための準備支援事業	共通	認定こども園への移行に係る保護者への周知に係る部分は対象としてよいか。(例：説明会対応、周知文書作成等)	周知に係る部分を一体的に外部委託する場合は対象にしても可。 ※しおりやパンフレット作成のみを外部へ委託する場合は対応外	2022/6/10
58	認定こども園等への円滑な移行のための準備支援事業	共通	雇用者の対象経費の算出方法は。	■雇い上げの場合 (例) 勤務時間数×時給単価×申請業務の割合 ■外務委託の場合 (例) 契約金×申請業務の割合	2022/6/10
59	認定こども園等への円滑な移行のための準備支援事業	共通	他の業務も請け負っている職員を対象することは可能か。	申請業務に従事した部分に限り対象。なお、根拠資料で、申請業務との切り分けが確認できない場合は、対象外。	2022/6/10
60	認定こども園等への円滑な移行のための準備支援事業	共通	すでに雇用している職員に申請業務を行わせる場合、当該職員にかかる人件費を対象とすることは可能か。	申請業務に従事した部分に限り対象です。申請業務に係る部分の切り分けを適切に行うこと。なお、根拠資料で、申請業務との切り分けが確認できない場合は、対象外。	2022/6/10
61	認定こども園等への円滑な移行のための準備支援事業	共通	申請業務等の外部委託とは具体的にどのようなものか。	コンサル会社等への委託、司法書士・行政書士等への申請書作成委託など。	2022/6/10
62	認定こども園等への円滑な移行のための準備支援事業	共通	来年度4月1日までに認可を受けられなかった場合、どうなるか。	交付できない。交付後に、移行できていないことが判明した場合は、交付決定を取り消しを行い、返還を命ずる。	2022/6/10
63	認定こども園等への円滑な移行のための準備支援事業	共通	幼稚園のまま新制度へ移行する場合も対象か。	対象。	2022/6/10
64	認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援	共通	どのような研修が対象か。 ～幼稚園の場合～	・幼保連携に関する研修 ・保育所との合同研修 ※上記に該当する研修であっても、以下のような研修は対象外。 ・他補助金や諸加算の対象研修 ・教育の質の向上に直接資さない研修(新人研修、管理職研修等) ・研修という名目で開催されないもの(講演会、劇、音楽会、練習会、個人の実技訓練など)	2022/6/10
65	認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援	共通	どのような研修が対象か。 ～認定こども園の場合～	・幼保連携に関する研修 ・保育所との合同研修 ・教育の質の向上に資する研修 ※上記に該当する研修であっても、以下のような研修は対象外。 ・他補助金や諸加算の対象研修 ・教育の質の向上に直接資さない研修(新人研修、管理職研修等) ・研修という名目で開催されないもの(講演会、劇、音楽会、練習会、個人の実技訓練など)	2022/6/10
66	認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援	共通	同一の教職員が、複数回受講する場合、研修参加教職員の人数はどのように考えればよいか。	受講する実人数(重複は認めない)。	2022/6/10
67	認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援	共通	研修会の内容検討・見直しに係る相談会は対象か。	対象外。	2022/6/10

令和4年度 大阪府教育支援体制整備事業補助金 F A Q

【 根拠資料 】

大阪府私学課幼稚園振興グループ作成 最終更新： 2023/2/15

No.	事業	品類	質問	回答	更新日
1	共通	共通	根拠資料は提出すべきか。する場合、いつ提出すべきか。	根拠資料の提出は、実績報告時(R5年3月または4月)に求める予定にしています。 具体的などのような資料を提出いただくについては、実績報告の提出依頼時に改めてお知らせします。 つきましては、根拠となりうる資料はすべて園(法人)で保管しておいてください。	2022/6/10
2	共通	共通	根拠資料に不足がある場合も、補助対象として認められるか。	根拠資料に不足がある場合や、根拠が不十分である場合は、補助対象外とします。	2022/6/10
3	共通	共通	支出に関して留意すべき点を知りたい。	補助事業であることを踏まえ、以下の点に留意して、適正な価格で支出を行い、それらに係る資料を保管しておいてください。 ★2社以上の見積もり等により価格を比較した上で支出し、それらに係る書類を保管しておくこと。 ※電話・FAX・メール・インターネット・カタログ等で価格調査を行った記録を残しておくことでも見積書に代えることが可。 ※以下①～⑤の場合は、2社以上の比較見積りそのものを省略できる(契約業者からは、原則、見積書等を徴取し、その価格が適正と判断した場合に限る)。 ①特定の者でなければ履行できないもの ②同一の品質、企画、仕様等で業者により価格が異なるもの、価格が周知されているもの ③定価等が表示されている書籍類 ④郵便、電話等の料金 ⑤天変地異、感染症流行等、客観的理由の急迫を要する場合で、価格の比較を行う暇がないもの ★ただし、園の規則等により別に支出の定めがある場合は、価格比較の趣旨を踏まえながら適正な判断の上支出し、それらに係る書類を保管しておくこと(人件費や報償費についても園の規則に則り適正な判断の上支出すること)。	2022/6/10
4	共通	共通	1件の支払い額とは。	1回の支払いで、1人(1社)の相手方に支払う金額をいいます。	2022/6/10
5	共通	共通	比較見積とは。	同じ物品(または同等の機能を有する物品)について、2社以上から見積書を徴取し価格を比較することをいいます。	2022/6/10
6	共通	共通	園が価格比較を行ったことが分かる書類とは。	比較見積書など ※電話・FAX・メール・インターネットで価格調査を行った記録でも可	2022/6/10
7	共通	共通	園が発注した内容が分かる書類とは。	発注書、注文書、契約書など ※商品名・数量・金額・年月日が確認できること ※メール・インターネットの履歴、FAX、電話発注の記録でも可	2022/6/10
8	共通	共通	園に納品された内容が分かる書類とは。	納品書、発送伝票、完了報告書など ※メール・インターネットの履歴でも可 ※商品名・数量・年月日・場所などが確認できること	2022/6/10
9	共通	共通	園に対する請求の内容が分かる書類とは。	請求書など ※メール・インターネットの履歴でも可 ※商品名・数量・金額・年月日などが確認できること	2022/6/10
10	共通	共通	園から支払いが行われたことが分かる書類とは。	領収書、支払・振込伝票、通帳、現金出納簿など ※金額・年月日・支払先などが確認できること	2022/6/10
11	・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) 2次 ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) 3次	保健衛生用品	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。	①園が価格比較を行ったことが分かる書類 ②園が発注した内容(商品名・数量・金額・年月日)が分かる書類 ③園に納品された内容(商品名・数量・年月日・場所など)が分かる書類 ④園に対する請求の内容(商品名・数量・金額・年月日など)が分かる書類 ⑤園から支払いが行われた(金額・年月日・支払先など)ことが分かる書類 ★店舗で直接購入する場合 ①園が価格比較を行ったことが分かる書類 ②レシート(物品名・金額・業者(店舗名まで)が確認できるもの) ③園から支払いが行われた(金額・年月日・支払先など)ことが分かる書類 ※小口現金払いであって、1件の支払額が1万円以下の場合は、①を省略することができる(ただし、園の規則等により、別に支出の定めがある場合は、価格比較の趣旨を踏まえながら、適正な支出に努めること)。 ※3次については、“感染者・濃厚接触者が発生し、感染症対策の徹底を図りながら保育を継続したことが確認できる資料(FAQ内の当該設問を参照)も併せて備えておくこと。	2023/2/15
12	・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) 2次 ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) 3次	かかり増し経費	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。 ～子どもの居場所確保の観点から、預かり保育に関して教職員が業務時間外に行う消毒等に要する経費等(通常想定していない感染症対策の業務への手当ても含む)～	①適正な価格で支出したことが分かる書類(園の規則等に則り支出したことが分かる書類など) ②感染対策の取り組みを徹底することに伴い業務量が増加したことが分かる書類(教職員ごとの、通常の勤務時間と当該業務へ従事した時間が分かる書類)(手当の場合は、給与規定等において当該手当について明記されているページ) ③園から支払いが行われた(金額・年月日・支払先など)ことが分かる書類(教職員ごとの、給与支払いが確認できる書類) ※3次については、“感染者・濃厚接触者が発生し、感染症対策の徹底を図りながら保育を継続したことが確認できる資料(FAQ内の当該設問を参照)も併せて備えておくこと。	2023/2/15
13	・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) 2次 ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) 3次	かかり増し経費	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。 ～消毒・清掃作業等の外部委託費～	①園が価格比較を行ったことが分かる書類 ②契約時期・内容、従事内容が分かる契約書(契約書がない場合は、a.発注書、b.納品書(または完了報告書等)、c.請求書) ③園から支払いが行われたことが分かる書類 ※3次については、“感染者・濃厚接触者が発生し、感染症対策の徹底を図りながら保育を継続したことが確認できる資料(FAQ内の当該設問を参照)も併せて備えておくこと。	2023/2/15
14	・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) 2次 ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) 3次	かかり増し経費	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。 ～家庭訪問等実施のための交通費～	①適正な価格で支出したことが分かる書類(園の規則等に則り支出したことが分かる書類など) ②感染対策の取り組みを徹底することに伴う家庭訪問であることが分かる書類(通常の家庭訪問ではないことを証する書類※保護者向けの書類など) ③計上した交通費の根拠が確認できる書類 公共交通機関： 乗車区間・金額が確認できる書類(教職員から園への請求書や清算書など) 園車： 乗車区間・メーター数が確認できる書類(園車の使用簿など) ④園が支出したことが分かる資料 公共交通機関： 園から教職員に対して支払ったことが分かる書類等 園車： a.ガソリン代等のレシート等、b.支払元(園または法人)が確認できる書類(園の出納簿など) ※3次については、“感染者・濃厚接触者が発生し、感染症対策の徹底を図りながら保育を継続したことが確認できる資料(FAQ内の当該設問を参照)も併せて備えておくこと。	2023/2/15
15	・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) 2次 ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) 3次	かかり増し経費	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。 ～家庭との連絡や保護者等からの問い合わせ対応のため、電話機等のリース料や増加した分の通信費～	①適正な価格で支出したことが分かる書類(価格比較を行ったことや、園の規則等に則り支出したことが分かる書類など) ②感染対策の取り組みを徹底することに伴う経費であることが分かる書類(通常のリース料や通信費ではないことを証する書類) ③計上した経費の根拠が確認できる書類 リース料： 契約書等 通信費： 増加分にのみに係る経費の算出根拠が分かる書類 ④園が支出したことが分かる書類(領収書等) ※3次については、“感染者・濃厚接触者が発生し、感染症対策の徹底を図りながら保育を継続したことが確認できる資料(FAQ内の当該設問を参照)も併せて備えておくこと。	2023/2/15

令和4年度 大阪府教育支援体制整備事業補助金 F A Q

【 根拠資料 】

大阪府私学課幼稚園振興グループ作成 最終更新： 2023/2/15

No.	事業	品類	質問	回答	更新日
16	・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) 2次 ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) 3次	かかり増し経費	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。 ～臨時休業中や分散登園等により作成する家庭用動画や教材等に要する経費～	①臨時休業や分散登園等により伴う経費であることが分かる書類(保護者向けの書類など) ②動画や教材等に係る支出の根拠について分かる書類(作成部数・単価が分かるもの) ③園が価格比較を行ったことが分かる書類 ④園が発注した内容(商品名・数量・金額・年月日)が分かる書類 ⑤園に納品された内容(商品名・数量・年月日・場所など)が分かる書類 ⑥園に対する請求の内容(商品名・数量・金額・年月日など)が分かる書類 ⑦園から支払いが行われた(金額・年月日・支払先など)ことが分かる書類 ★店舗で直接購入する場合 ①園が価格比較を行ったことが分かる書類 ⑥レシート(物品名・金額・業者(店舗名まで)が確認できるもの) ⑦園から支払いが行われた(金額・年月日・支払先など)ことが分かる書類 ※小口現金払いであって、1件の支払額が1万円以下の場合は、①を省略することができる(ただし、園の規則等により、別に支出の定めがある場合は、価格比較の趣旨を踏まえながら、適正な支出に努めること)。 ※3次については、“感染者・濃厚接触者が発生し、感染症対策の徹底を図りながら保育を継続したこと”が確認できる資料(FAQ内の当該設問を参照)も併せて備えておくこと。	2023/2/15
17	・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) 2次 ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) 3次	かかり増し経費	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。 ～感染症対策の研修受講等に要する経費～	①適正な価格で支出したことが分かる書類(園の規則等に則り支出したことが分かる書類など) ②研修受講の必要性が分かる書類 ③研修の日時・内容が分かる書類(配布されるレジュメなど) ④受講したことが分かる書類(受講者本人のレポートや、開催元から配布される証明書等) ⑤園から支払いが行われた(金額・年月日・支払先など)ことが分かる書類 ※3次については、“感染者・濃厚接触者が発生し、感染症対策の徹底を図りながら保育を継続したこと”が確認できる資料(FAQ内の当該設問を参照)も併せて備えておくこと。	2023/2/15
18	・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) 2次 ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) 3次	かかり増し経費	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。 ～感染症対策を徹底するために必要不可欠な検査費～	①感染症対策を徹底するために必要不可欠な検査費であることが分かる書類(理由書や経緯など) ②検査人数、検査費用が分かる書類 ③園から支払いが行われた(金額・年月日・支払先など)ことが分かる書類 ※3次については、“感染者・濃厚接触者が発生し、感染症対策の徹底を図りながら保育を継続したこと”が確認できる資料(FAQ内の当該設問を参照)も併せて備えておくこと。	2023/2/15
19	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) 3次	共通	“感染者・濃厚接触者が発生し、感染症対策の徹底を図りながら保育を継続したこと”が確認できる資料とは。	①感染者・濃厚接触者が発生したことを保護者または教職員向けにお知らせした資料(メールや手紙でも可)。 ②当該期間に保育を実施したことが分かる資料(保育日誌や保護者向けお知らせ等)。	2023/2/15
20	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備)	遊具	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。	①園が価格比較を行ったことが分かる書類 ②園が発注した内容(商品名・数量・金額・年月日)が分かる書類 ③園に納品された内容(商品名・数量・年月日・場所など)が分かる書類 ④園に対する請求の内容(商品名・数量・金額・年月日など)が分かる書類 ⑤園から支払いが行われた(金額・年月日・支払先など)ことが分かる書類 ⑥設置後の遊具の写真(園庭と遊具の全体が写る写真1枚)	2022/6/10
21	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備)	運動用具	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。	①園が価格比較を行ったことが分かる書類 ②一式の購入が10万円以上であることが分かる書類(見積書や業者提案書、カタログ写し等) ③園が発注した内容(商品名・数量・金額・年月日)が分かる書類 ④園に納品された内容(商品名・数量・年月日・場所など)が分かる書類 ⑤園に対する請求の内容(商品名・数量・金額・年月日など)が分かる書類 ⑥園から支払いが行われた(金額・年月日・支払先など)ことが分かる書類	2022/6/10
22	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備)	教具	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。	①園が価格比較を行ったことが分かる書類 ②一式の購入が10万円以上であることが分かる書類(見積書や業者提案書、カタログ写し等) ③園が発注した内容(商品名・数量・金額・年月日)が分かる書類 ④園に納品された内容(商品名・数量・年月日・場所など)が分かる書類 ⑤園に対する請求の内容(商品名・数量・金額・年月日など)が分かる書類 ⑥園から支払いが行われた(金額・年月日・支払先など)ことが分かる書類	2022/6/10
23	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備)	保健衛生用品	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。	①園が価格比較を行ったことが分かる書類 ②一式の購入が10万円以上であることが分かる書類(見積書や業者提案書、カタログ写し等) ※マスク・消毒液等、日々の活動において継続的に必要な保健衛生用品に限り、1度の購入契約で複数物品を購入し、足し上げて10万円以上となることが分かる書類 ③園が発注した内容(商品名・数量・金額・年月日)が分かる書類 ④園に納品された内容(商品名・数量・年月日・場所など)が分かる書類 ⑤園に対する請求の内容(商品名・数量・金額・年月日など)が分かる書類 ⑥園から支払いが行われた(金額・年月日・支払先など)ことが分かる書類	2022/6/10
24	・園務改善のためのICT化支援事業 ・園務改善のためのICT化支援事業2次 ・園務改善のためのICT化支援事業3次	システム導入費用	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。	①導入するシステムの概要が分かる書類(カタログやパンフレット等) ※システムの付属品を計上する場合は、あわせて付属品について記載されている書類も必要 ②園が価格比較を行ったことが分かる書類 ③園が発注した内容(商品名・数量・金額・年月日)が分かる書類 ④園に納品された内容(商品名・数量・年月日・場所など)が分かる書類 ⑤園に対する請求の内容(商品名・数量・金額・年月日など)が分かる書類 ⑥園から支払いが行われた(金額・年月日・支払先など)ことが分かる書類	2022/8/18
25	・園務改善のためのICT化支援事業 ・園務改善のためのICT化支援事業2次 ・園務改善のためのICT化支援事業3次	ICT環境整備費用、備品購入費用等	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。	①教育の質の向上に直接資することが分かる書類 ※工事費を計上する場合は、工事の概要が分かる書類もあわせて必要 ②園が価格比較を行ったことが分かる書類 ③園が発注した内容(商品名・数量・金額・年月日)が分かる書類 ④園に納品された内容(商品名・数量・年月日・場所など)が分かる書類 ⑤園に対する請求の内容(商品名・数量・金額・年月日など)が分かる書類 ⑥園から支払いが行われた(金額・年月日・支払先など)ことが分かる書類	2022/8/18
26	認定子ども園等への円滑な移行のための準備支援事業	共通	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。 ～職員を雇用する場合～	①適正な価格で支出したことが分かる書類(園の規則等に則り支出したことが分かる書類など) ②認定子ども園の認可または認定、特定教育・保育施設の確認が行われたことを証する書類 ③雇用契約書、出勤簿、給与支払いが確認できる書類(申請業務以外の事務をあわせて行う場合は、従事内容および従事時間が分かる日報もあわせて必要)	2022/6/10
27	認定子ども園等への円滑な移行のための準備支援事業	共通	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。 ～外部委託する場合～	①適正な価格で支出したことが分かる書類(価格比較を行ったことや、園の規則等に則り支出したことが分かる書類など) ②認定子ども園の認可または認定、特定教育・保育施設の確認が行われたことを証する書類 ③委託契約書、請求書及び領収書(申請業務が委託契約の一部である場合は、契約金額の内訳が確認できる書類もあわせて必要)	2022/6/10
28	認定子ども園等における教育の質の向上のための研修支援	自園で行う研修	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。	①適正な価格で支出したことが分かる書類(価格比較を行ったことや、園の規則等に則り支出したことが分かる書類など) ②研修の内容・日時・開催場所が分かる書類(教職員向けのお知らせなど) ③講師選定の理由書 ④講師への依頼内容(研修内容・実施日・謝礼金額等)が分かる書類(依頼文、契約書、メール等) ⑤園から支払いが行われた(金額・年月日・支払先など)ことが分かる書類	2022/6/10
29	認定子ども園等における教育の質の向上のための研修支援	外部研修へ参加	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。	①研修の内容・日時・開催場所・参加費用が分かる書類(開催案内・配布されるレジュメなど) ②受講したことが分かる書類(受講者本人のレポートや、開催元から配布される証明書など) ③受講費用を園から支払った(金額・年月日・支払先など)ことが分かる書類 ④交通費を計上する場合は、①②③にあわせて以下も必要 a. 乗車区間・金額が確認できる書類(教職員から園への請求書や清算書など) b. 園から教職員に対して支払ったことが分かる書類等	2022/6/10

令和4年度 大阪府教育支援体制整備事業補助金 F A Q

【 その他 】

大阪府私学課幼稚園振興グループ作成 最終更新： 2023/2/15

No.	事業	品類	質問	回答	更新日
1	共通	追加募集	予定はあるか。	なし。	2023/2/15
2	共通	次年度募集	予定はあるか。	予定しています。ただし、国事業であるため、予定変更や要件変更の可能性がありますのでご了承ください。	2023/2/15
3	共通	補助率	補助率が増減する可能性はあるか。	未定。	2022/6/10
4	共通	圧縮率	今後、圧縮率がかかる可能性はあるか。	未定。	2022/6/10
5	共通	事業計画 辞退	事業計画書の提出を辞退したい。	本補助金(または一部事業)の活用を辞退される場合も、事業計画書の提出が必要です。 その場合、意向確認において「意向がある」旨を回答いただいたすべての事業において、金額を0円で提出してください。	2022/9/5
6	共通	交付申請	提出依頼はまだか。	2月末を予定しています。事業費の積算等、交付申請に向けた準備を進めていただくようお願いします。 ※交付申請の時点では、根拠資料の提出は不要です。根拠資料は、その後の実績報告時に提出いただきます。	2023/2/15
7	共通 ※幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)3次、園務改善のためのICT化支援事業4次を除く	交付申請 辞退	内示をもらっているが、交付申請の提出を辞退したい。	令和4年11月2日付け教私第2361号において、千円以上で内示を受けた事業については、本補助金(または一部事業)の活用を辞退される場合も、交付申請書の提出が必要です。 その場合、各様式の当該事業の金額を0円として提出してください。	2023/2/15
8	共通	エントリー	意向確認において、意向がある旨を回答しなかった事業に、これからエントリーできるか。	不可。	2022/6/10
9	共通	発注(購入)時期	内示や交付決定を待ってから発注(購入)すべきか。	発注(購入)は、各事業の補助対象期間中であれば時期は問いません。ただし、根拠となりうる資料はすべて保管しておいていただくようお願いします。	2023/2/15
10	・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)3次 ・園務改善のためのICT化支援事業4次	事業計画	提出依頼はいつか。	事業計画の提出は求めません。代わりに、意向確認時に回答いただいた交付希望額に基づき内示を行います。	2023/2/15
11	・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)3次 ・園務改善のためのICT化支援事業4次	意向確認	現時点で、購入する物品が定まっていないため所要額を見込めない。	意向確認時に回答いただいた交付希望額に基づき内示を行います。内示後、増額することは出来ません。ついては、所要額が見込める場合に限り、意向確認へ回答してください。	2023/2/15
12	共通	交付申請	現時点で、年間の所要額を見込めていない。	交付申請書及び交付申請内訳書の内容を精査の上、交付決定を行います。その後の実績報告においては、この交付決定額が確定額の上限となるため、所要額を精査した上で提出してください。	2023/2/15
13	共通 ※幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)3次、園務改善のためのICT化支援事業4次を除く	交付申請	事業計画で記載しなかった経費を新たに追加したい(または、入れ替えをしたい)。	事業計画において記載のなかった経費を追加・入れ替えすることはできません。	2023/2/15
14	共通 ※幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)3次、園務改善のためのICT化支援事業4次を除く	交付申請	事業計画で記載した経費を削除したい。	交付申請内訳書の別紙1～8において、当該経費の金額欄を0円としてください。 ※様式は後日示します。	2023/2/15
15	共通 ※幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)3次、園務改善のためのICT化支援事業4次を除く	交付申請	事業計画時点から金額に変更があった場合どうすべきか。	交付申請内訳書の別紙1～8において、当該経費の変更後の金額を記載してください。なお、事業ごとの交付申請額は、事業ごとの内示額が上限となりますので、予めご留意ください。 ※様式は後日示します。	2023/2/15